

第三日 平成二十九年十二月十四日

開 議 午前九時五十八分

〔開会前に事務局より、十一番 佐々木政美議員が所用のため欠席する旨の報告がされる〕

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議員報酬及び費用弁償にかかわる条例改正でありますけれども賛同できません。

その理由は、今回は期末手当の支給割合を百分の百六十から百分の百七十にするものなんですけれども、賛成できない理由は東北大震災・原発事故、道半ばであります。

あるいはまた、町民・国民の負担増、医療・介護の負担増やあるいは消費税十パーセントのこと、農家の所得補償、直接支払制度の廃止など、町民の負担増が控えておりますので、我々議員少し、なんでも右倣えではなく身を切る改革の一つとして、もう少し我慢した方が良くはないかという理由で賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

平成二十九年度における青森県人事院勧告に基づく、職員の給与等の改定に準じ、期末手当の額を改正するものであり、国、県と同様の改正であり本発議に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから発議第一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第二号西十和田トンネル建設促進に関する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本意見書は、西十和田トンネル建設促進に関する意見書であります。本意見書に賛同できません。

その理由は、一つは十和田八幡平観光ルートとして夢や希望があるルートなんだということですけれども、私ども青森県民にとりまして、十和田観光そのものを新たにつくり直すということは行政にも求められているということは認めますけれども、トンネルをつくったからといって十和田観光が活性化されるというものでは必ずしもないということがあります。

もう一点は、五キロにもわたる長大トンネル、工事費総額については試算もしていないものですからわからないと、数百億円にも及ぶものではないかと思われまます。

現在、我々にとって必要なのは新たなトンネルではなく、既存のトンネルのメンテナンス、橋、それらのことに優先して取り組むべきものではないかと思っております。

これも、みんなで渡れば怖くないという賛同政治に私は賛同できないので、現在西十和田トンネル早期建設は政治課題とすべきではないと思っておりますので賛同できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この西十和田トンネル建設促進に関する意見書について賛成するものであります。

まず、十和田湖は国際的な観光地であり、冬期の交通が黒石からのルートが閉鎖されているという点を解決するということと、トンネルをつくることによって交通の安全、そしてこのルートの津軽と南部の交流、産業・文化の振興にも役立つものであり、津軽と南部の交通の時間短縮を図るという意味でこの意見書に賛成いたします。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから発議第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第二号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第三、発議第三号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第三号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

日程第四、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第六、議案第七十三号藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例をさらに改正する条例案でありますけれども、我々に示されている説明資料の中でですね、個人番号、税と社会保険等の番号を利用して、一体的に行政の効率化を図っていくという趣旨なんでありましょけれども、その中で別表第二の事務と特定個人情報というのがございます。八ページのところをご覧になっていただきたいと思っておりますけれども。福祉の分野で新たに番号を利用するというようなことを明記する趣旨であると思っておりますけれども、その中の八ページのところの藤崎町ひとり親家庭等医療給付条例による医療費の給付に関する特定個人情報の中で、地方税に関する、住民税に関する情報というのは当然でありましょけれども、最後に中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報も事務的には必要になるんですよというような趣旨でここに書かれております。その趣旨は、中国残留邦人等の支援給付、外国人一般ではなくて中国残留邦人等の支援給付という、このひとり親のところだけこれが明記されているのは、どんな理由によるものなんでしょうか。という素朴な疑問なんですけれども、その辺はどういうお考えなんでしょうか。事務的なことなんでしょうか、ということです。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

はい、お答えいたします。中国残留邦人等支援給付等の支給を受けている方につきましては、今回条例改正の対象となる地方単独事業四件追加してございますが、この中で唯一ひとり親家庭医療、この事業に対しては対象とならないというふうに定められてございます。いわゆる適用除外ということになっていることから、この中国残留邦人等支援給付等の支給を受けている方なのかどうかを判定する必要があるという、その適用状況を確認するために情報を得なければいけないということになっているものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

我が国においても、また藤崎町でも少しはそうなんだろうと思いますけれども、中国残留邦人等が手当をもらっている場合は対象にならないという明確な規定があるということですがけれども、外国人は中国残留邦人だけではございません。フィリピンだとか、あるいは韓国、朝鮮そういう人は対象になるということなんですか。また、そういう情報を事務的に確認、収集する必要がある場合があったのでしょうか。その辺についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

はい、お答えいたします。あくまでも法に基づいた規定でございまして、このひとり親家庭の支給対象というもののの中に、中国残留邦人のみが記載されているということは、それ以外の外国の方は対象とするというふうに解されると思ひ

ますのでそのような取扱いでいきたいと考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

委員会でも資料渡されて説明も受けたんですけれども、例えば乳幼児医療給付条例ですね、これらについてこの条例に基づいていけば、申請者にとってはどういうメリットと申しますかがあるのかどうか、個人情報なんて知らせたくないわという人もあるかとは思いますが、申請者にとってどういうメリットがあるのかお示し願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

はい、お答えいたします。通常、転入手続きをされて、子ども医療なり、ひとり親家庭なりの医療給付の申請をする際に必要な添付書類というものがございます。具体的に申し上げますと、所得証明書あるいは課税証明書、これはすべてに共通してございますけれども、こういうものの添付が原則必要となっておりますが、これをマイナンバーを利用して情報をインターネットを活用して得ることができるということで、申請される方がその証明書類を前住所地に取りに行ったり、あるいは町の方に提出したりということが省かれるということになってございます。書類としては、今申し上げました所得と課税に関するものが主なものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。



これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七十四号藤崎町報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十五号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十六号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七十七号スポーツプラザときわ条例を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七十八号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案の財産の取得の件でありますけれども、食彩ときわ館増改築に伴う備品だということでございます。

それで、落札が有限会社エポックスということなんですけれども、これは入札の予定価格を明示したうえでの入札だったのでしょうか。それとも全然そういうのは知らせないでやったのでしょうか。

もう一点は、仕様のメーカー品の指定だとかあったんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答え申し上げます。入札の価格についてはあらかじめ提示してございます。それから品目につきましては、物品名、仕様を明示してございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これではまあ、予定価格を明示しているというようなことですね。前にも食彩館の備品についても予算措置をとっておりましたですね。今回が一千三百五十三万円程なんですけれども、前のも入れますとどれくらい・・・これで厨房用品だとか事務用品、大きなものはこれで全部なんですか。

今までの備品についての合計額はどのくらいになっていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。今回がですね、事務備品等で税抜きの一千二百五十三万円程ですけれども、厨房関係の備品として四百三十八万八千円程の入札を行っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

四百三十八万円も予定価格を明示した形で入札を実施したのでしょうか。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答え申し上げます。そのとおりでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ま、あの入札の予定価格を明示するやり方、談合といいますか調整を防ぐ効果もあるんだろうと思いますけれども同時にすべてをこれでやりますとですね、非常にあの九十六パーセント程でほとんど落札というような弊害も出ているんじゃないかと思っております。

大きいものでは、三千石の工事等でも、これは地元の業者に優先的にやってもらうということでやっておりますけれども、ほとんど落札率が全く同じだという事例まで生まれているような有様も生じておるところであります。

それで、予定価格を全て明らかにしなければならないという理由でもあるのでしょうか。改めてお聞きしたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

はい、お答え申し上げます。まず、ダンピングの防止ということが一つございます。落札した結果、適正な工事が行わ

れないということがあれば、対策として非常にまずいということがまずございます。

それから、予定価格を公表していないということになりますと、情報の漏洩等そういうことも危惧される場合がございます。そのようなことも考えまして、あらかじめ予定価格を公表しているものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私は主に入札の仕方といいますか、そういうようなことについてお聞きしているんですけども、ダンピング防止というようにありますけれども、いわゆる下限というかこの工事の最低入札価格というのを決めるというようにすることも含めて、そういうものも同じような工事や同じような入札についてはですね、十件あったら一件、二件でも入れて競争も促すというような取組みもぜひ必要なのではないかなという、最近の入札率だとかを見てそういうふうに思っております。それについては答えなくてもよろしいです。私の財産取得、あるいは工事にあたっての要望ですので答えなくてもよろしいです。

最後にお聞きしたいのは、今回もう一回念を押したいんですけども、これで事務用品の多少の落ちはあるにしても、大きなものについては、これで本当にいわゆる食彩館関係では終わりなんですよね。その辺についてだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

今後の備品の購入予定なんですけれども、あとホール用の備品ということでデジタルサイネージを今予定しております。

このデジタルサイネージというのはですね、町とか広域的な観光情報、農産物の生育状況並びに新たな飲食メニューや加工の紹介等、町の食・農・観光の情報をワンストップに提供するものでございます。大きなものとなればこれが一つ残っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

終わろうとしたんですけれども・・・デジタルなんて言いましたっけ、横文字になると私弱いもんでわからないんですけれども、もうちょっとかみ砕いてお知らせして下さい。これで終わります。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えします。デジタルサイネージというものでございます。

これは、先程も説明しましたけれども町の食・農・観光の情報をワンストップで提供できる装置といたしますか、そういうものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十九号工事の請負契約の一部変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

工事請負契約の一部変更の件ですけれども、みどり団地外壁等改修工事の追加工事だと思っただけですけれども、六百万円余の追加工事なんですけれども、工事の内容をお知らせ下さい。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

はい、お答えします。本工事については、老朽化してきている町営住宅みどり団地の長寿命化ということから、外壁・屋根改修・ベランダ改修その他の改修を進めているところでございます。現場それぞれの工種を対応しておりますが、工事を進めている段階で部分部分で検証することが多々発生してございました。その中で大半を占めているものですね、ベランダ・外壁の改修の変更でございます。その内容は、既存手摺り解体での下端の躯体の高さの不揃い等、劣化等が判明している状況になりまして、既存の手摺りの壁の解体によるアルミパネルでの新設、これに係わるものが今回の変更の一番の増額の大半を占めている部分でございます。

また、建物本体の外壁部分についてもですね、鉄筋のかぶりの厚さの不足とか鉄筋のサビ、コンクリートのひび割れ等補修面積が増になったことが今回の変更の主なものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

今の説明では、手摺り等となっていましたけれども、屋根のトタンの方もだいぶ痛んでいるように聞かれましたけれどもその方は大丈夫なんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

今回の改修工事については屋根の改修も実施してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

屋根の改修も入っているということですがけれども、集合煙突も改修していますか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。集合煙突についても改修入っています。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）



一番の大半を占めていますと、そもそもこういう追加工事、できるだけやらないようにしようじゃないかというのがですね、議員あるいはまた理事者の多くの何回もこの間指摘されてきたことでもあるわけです。じゃ、実施設計をした業者がどういうふうにして見たのか。中さ入らいねはんでベランダのどご見らいねじゃ、ということでは済まされない問題だと思うんですよ。いずれにしても聞きます。いつの段階で業者から指摘があって、設計業者がどう今回追加の工事として、行政は担当課はどう確認して時系列で説明して下さいよ、一つは。

もう一つは、大半がと言っていますですよ、手摺りの劣化等のベランダ部分の改修が大半だと言っているんですけども、この六百万円余の大半は。その他は何なのか、もうちょっと詳しく説明して下さい。とりあえず二点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

はい、お答えします。まずあの当初設計段階でですね、改修工事に向けた設計段階でですね、設計屋が現場調査してございますが、いずれにしても現場はまだ工事段階ではないので、設計段階ですので足場等架けられない状況での調査になりましたので、目視での確認、あるいは打診、建物を叩いてみる確認、その部分でしか確認はできておりません。で、実際に現場工事進める中でですね、足場架かった段階で、上部の階の方にも当然入っていった段階で、そういう亀裂とかサビとかそういうところでの修復、補修面積がふえていったということが今回の変更点になったわけなんですけど、団地そのものは全部で二十四世帯入っておりますけれども、ベランダ改修については当初からの予定ではございました。その内容についても、建物をある程度解体した時点でなければわからない部分も出てきました。そして今回解体した結果で、ベランダ部分の土台になっている基礎部分が劣化している状況でありました。そのまま補修してということにな

れば、入居者の安全面も考慮しまして、それを全部解体して新設で考えた方が良くということから、今回の変更の増になった主なものでございますので、その世帯が、ベランダの数が二十四個あるものですから、それに係わっての約四百万円程の変更の増でございました。それ以外で変更になる部分ということであれば、当然減するものがあったり増するものがあったり、全てを精査した段階で六百万円程になったわけなんですけど、その他の細々した部分でいけば、引込開閉器盤交換とかベランダのドレン管交換とかベランダドレン交換、通気弁交換、換気扇交換、照明器具交換等いろいろ、当初その部分では交換しなくても大丈夫かなということからの設計でございましたが、現場へ入って行く中でですね、調査した結果でそのような変更が出てきたということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

設計業者というか、タダでやっているわけじゃないんでしょうからですね、担当課も設計業者も両方甘いから結局こういうふうなことがですね起きてくるのかなと。やむを得ない部分もあるんでしょうけれども、六百万円のうちのそれ以外の増の部分二百万円についてはですね、そういうことが言えるんじゃないかなと思うわけです。建設課だけ工事やっ  
てるわけじゃないんです、十分その辺は今後担当課も設計業者にもきちんと、発注者がピットしないから大体こういうようなことが起きるんだということ肝に銘じていただきたいということと・・・、

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

もう一つ質問します。それで町長答えて下さい。もう一つですね、アスベスト調査というかこの問題でまた弘前市辺りでも問題になっているところもあります。

私の知ってる健生病院でも解体費三億円もかかるけれどもその半分はアスベストだと、いうようなこともあるんですけれ

ども、先程工藤議員が聞いた集合吹き出しというかそういう所にアスベストも一部あるんじゃないかというふうなことも言われておるやに聞いておるんですけれども、このいわゆるみどり団地のアスベストについてはですね、どのような実態、無いなら無いでも含めてお答え願いたいと思います。

町長に、じゃ、お聞きいたします。

〔「アスベストは担当者から・・・先に答えて」の声あり〕

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

実際、改修工事に入る前にですね、みどり団地のアスベストの調査もしてございます。

今回の改修部分以外の所でのアスベストの使用はございました。それは、毎戸の部屋から出る煙突部分の所に使用されているということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の質疑にお答えいたします。

ただ今、発注者がいろいろ甘いというような言われ方されましたけれども、非常にその本会議場でですね、いろんな公共工事の発注は私の責任でしてありますけれども、私は原課を信用してある程度はお任せするところはお任せしています。ただ、現場に出て、設計変更については逐一担当課長が私のところに来ています。今回のことも細部にわたって、私聞きましたけれども、これやむを得ないなど、そういうことも多々あるのがですね、現場に出てからの工事にあたっ

てから出てくるのも、これ公共工事のいわゆる、ま、多少はあると私は認識しているところでございます。

ただ今のあの発注の仕方が甘いからということは、非常に憤りを感じた質疑でございますので撤回していただきたいと思っております。

〔「撤回するつもりはありません」の声あり〕

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八十号工事の請負契約の一部変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第八十一号藤崎町コミュニティプラザ（ぼっぼら）の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決いたします。議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第八十二号藤崎町立藤崎診療所の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決いたします。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八十三号藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件については、吉村忠男君は地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥の対象となりますので退席を求めます。

〔八番 吉村忠男君 退席〕

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決いたします。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。吉村忠男君の入場を許可します。

休 憩 午前十時四十一分

---

再 開 午前十時四十一分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第十七、議案第八十四号平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと十九ページですね、土木費です。その中で、工事請負費九百五十五万円程補正計上されているんですけども内容を説明していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部悟君）

お答えします。工事請負費なんですけど、道路新設改良費の工事請負費なんですけど、九百五十五万九千円の追加ということとしております。これに関しては、歳入でも補正しておりますけれども社会資本総合整備交付金確定によるもので

ございまして、今回歳出に充てる九百五十万円程については、すでに発注しております工事、融雪工事とかさまざま発注してございますが、その変更分に充てる予定としております。ちなみにその内容ですが、融雪溝についての変更分四百万円程、橋梁部分の変更分に五百万円程でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

税務総務費のところなんですけれども、ページ数でいきますと十三ページなんですけれども、その二十二節の補償・補填及び賠償金五万五千円程というふうになっているのは、これはどういう内容なのでしょうかということなんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。国土調査の際の地籍誤りに対応するものが四万四千二百円、共有資産、二人の共有名義だった土地について、台帳では二人の共有にしておりましたが、課税システムでは所有者を一人というふうにしていたため、その訂正で九千九百円、合わせて五万五千円余りということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今あの国土調査の錯誤といいますか、これで四万四千円程、それから共有名義なのに台帳上は一人にやったから電子

データの方を変えたのが九千九百円というか、そういうふうな説明だったやに受け取ったんですけれども、その国土調査による返還しなきゃならなくなったというような意味合いなんですか、四万四千元程というのは。再度説明して下さい。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。国土調査の錯誤による部分につきましては、五年分については還付金ということで還付しまして、それ以前の五年分については補填金ということでお返しするというところでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんかあの渡された資料の中に、国土調査の再測量というか五十万円程かかったんだというようなこととも関係あるのかなとは思いますが。そうすると面積がですね、小さい現実だったんですというようなことが、台帳上ずつとそのままできていたというふうな国土調査の錯誤というその内容についてですね、どういう事例だったのかですね、もう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。今回のこの国土調査は、昭和五十二年、三年頃に行われたものでして、登記は昭和五十五



年に登記されております。畑が、国土調査の際の登記では九十二平米だったものが、農業委員会の見回りっていいですか、そのほうから明らかに面積が違うんじゃないかという指摘を受けまして、うちのほうでも地図システムで簡易の計測をしたところ、約五百平米くらいあると。それで隣接する土地につきましても簡易の計測をした結果、畑が一筆、宅地が三筆でございます。畑の所有者と宅地の所有者は親子の関係でございます、合計の面積ではほぼ同じなんですが、それぞれの宅地三筆、例えば、一つは測定の結果プラスの七十四平米程、もう一筆はマイナスの四百二十三平米程、もう一筆の宅地はマイナスの七十七平米程、畑が先程申しましたプラスの四百二十三平米という結果になっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第八十五号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決いたします。議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第八十六号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決いたします。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第八十七号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決いたします。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第八十八号平成二十九年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと五十八ページなんですけれども、その中でですね、浄配水費の中の受水費ですけれども、津軽広域水道企業団受水費七十一万円程ふえているんですけれども、これはあのあれですか、予定よりもなんか、ことしはそんなに暑い夏でもなかったんですけれども、今後の見通しでふえるだろうと、あるいは事業体がふえそうだというような、早い話が食彩館だとかそういうところでふえると見越して予算を組んだものなのではないでしょうか。その辺の七十一万円程の補正の積算の根拠をお知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。今回の受水費の増加につきましては、昨年度の末に常盤地区の水道の本管の漏水事故が起こっておりまして、その漏水箇所の発見にちょっと時間がかかりまして、今年度の四月、五月、六月分の水道料金が、その分が約七十万円程その影響で増加しております。その分を今回追加補正したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

七十万円程いわゆるお金にならない、収益にならない、漏水によって生じた分だということで理解したんですけれども、特別あの新たな需要が見込めるとかそういう部分はないんですね、その辺はどうでしょうか。ということと、もう一つ

ここにあの修繕費があります。西豊田浄水場ナンバー3インバータ取替工事費というようなことがあるんですけども、西豊田浄水場のインバータ取替工事と、百三十万円程見込んでいるんですけども、どういう状態です、取替工事が必要なのかと、インバータという言葉の意味も含めてですね、説明会で話し合ったときには交流を直流にするとかそういうことなのかと。その辺のことを二つめにお聞きします。インバータ取替工事の必要性、内容についてお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。まず受水費ですけども、今後見込まれるのかということでございますが、十二月から三月までに新たに給水量が増加するというような要因は今のところないと思っております。

あと、西豊田の浄水場のナンバー3のインバータでございますが、インバータとは、モーターの電源周波数を自在に変えることでモーターの回転数を制御する装置で、これによりポンプの配水量の調整をする機能を果たすものでございます。今回のこの工事を行う原因でございますが、同時期に設置いたしましたナンバー4というものがございまして、それがことしの七月頃故障いたしまして、ナンバー3と4が現在メインのポンプを動かしているものでございまして、二十四時間常に交互に動いているわけでございますが、その片方が壊れたということで一時期一つだけで運転したということがございまして、これ同時期に平成十九年に設置したのですがこの耐用年数が約十年とされておりまして、ナンバー3につきましてもまだ故障はしてございませんが、耐用年数を満たしているということで今回取替工事を行うものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決いたします。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第八十九号平成二十九年藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決いたします。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、請願第一号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題といたします。

これから請願第一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第一号を採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。よって、請願第一号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十四、請願第二号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願を議題といたします。

これから請願第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第二号を採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。よって、請願第二号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十五、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十六、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時一分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 佐 々 木 政 美

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 浅 利 直 志